
◎議案第 5号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第5号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議案第5号でございます。議5-1をお開きください。障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月14日提出。白老町長。

議5-3をお開きください。議案説明でございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本町における関係条例を整備する必要があることから、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。

障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

（白老町地域生活支援事業条例の一部改正）

第1条 白老町地域生活支援事業条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正）

第2条 白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第2条中

白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定、同条例第1条の改正規定（「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を改正する。

別表中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

白老町地域生活支援事業条例新旧対照表（第1条改正関係）

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。第77条の規定に基づき、障害者及び障害児がその個々に有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず人々が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与していくことを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。第77条の規定に基づき、障害者及び障害児がその個々に有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず人々が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与していくことを目的とする。</p>

白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表（第2条改正関係）

改正前	改正後
<p>白老町<u>障害程度区分</u>判定等審査会の委員の定数等を定める条例</p> <p>（審査会の委員の定数）</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する白老町<u>障害程度区分</u>判定等審査会（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数は、8人以内とする。</p>	<p>白老町<u>障害支援区分</u>判定等審査会の委員の定数等を定める条例</p> <p>（審査会の委員の定数）</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する白老町<u>障害支援区分</u>判定等審査会（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数は、8人以内とする。</p>

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。